

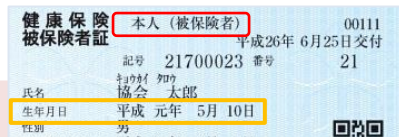
埋葬料(費)支給申請のポイント

記入誤りや添付書類もれ等で申請書をお返すケースが増えています。

今回は、被保険者が亡くなった場合の申請で、特にご注意いただきたいポイントをお伝えします。

ポイント1 記入誤り注意！

被保険者証の (左づめ)	記号 21700023	番号 21	生年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 010510
氏名・印 (フリガナ) キョウカイ ハナコ 協会 花子	住所 (〒 651 - 9999) 兵庫 神戸市中央区 1-1-1		
電話番号 (日中の連絡先) TEL 090 (1111) 1111	TEL 090 (1111) 1111		



被保険者情報欄

被保険者(ご本人)が亡くなった場合、**申請される方の氏名をご記入**ください。
(生年月日は、被保険者の生年月日を記入)

ポイント2 申請者が「誰か」によって、添付書類が異なります

A:被保険者により生計を維持されていた方が申請

①被扶養者が申請

添付書類 なし

②被扶養者でない【同居している方】が申請

添付書類 ●住民票
(亡くなった方(除票)と申請者が記載されているもの)

<被保険者により生計を維持されていた方がいない場合のみ>

B:被保険者と生計維持関係のない【埋葬を行った方】が申請

添付書類 ●埋葬に要した費用の領収書 (原本)
(支払った方のフルネームが記載されているもの)
●埋葬に要した費用の明細書 (原本)

領収書に費用を支払った方のフルネームが記載されていない場合は、葬儀会社に記載を受けてください。

上記いずれの場合も、申請書に死亡に関する事業主の証明を受けてください。

任意継続の方など、証明を受けられない場合は、死亡が確認できる右記の書類のいずれかを添付してください。

- ・埋葬許可証 もしくは 火葬許可証のコピー
- ・死亡診断書 もしくは 死亡検案書のコピー
- ・亡くなった方の戸籍 (除籍) 謄 (抄) 本
- ・住民票

ポイント3 資格喪失届提出時の注意！

事業所
ご担当者様へ
お願い

事業所様が日本年金機構に提出される「資格喪失届」の資格喪失年月日は、**死亡日の翌日**をご記入ください。資格喪失年月日が誤っている場合、訂正された後に埋葬料(費)を支給するため、支給までにお時間をいただくこととなります。